同一労働・同一賃金を求めて闘う契約社員

会報第5号2023年8月1日発行
全国一般宮城合同労働組合内
仙台市青葉区一番町1－6－19
壱番館ビル406号
022－261－4392
代表　岩見　千丈
090－5181－1072
kyoseiui@yahoo.co.jp

髙橋さんを支援する会

キステムは同一労働・同一賃金を実行しろ！ 非正規労働者にもボーナスを出せ！

証人尋問が9月22日になりました
満席傍聴で髙橋さんをご支援願います

2022年3月24日、第1回裁判で盛岡地裁に結集した支援者

9月22日（金）10時～17時 盛岡地方裁判所301号法廷

傍聴整理券配布予定 9時～9時20分／傍聴抽選開始予定 9時30分

（証言の順番等）

1 被告キステム取締役総務部長　午前

2 同　前東北支店支店長　午前と午後

3 同　東北支店水沢営業所所長　午後

4 原告髙橋さん本人尋問14時30分頃

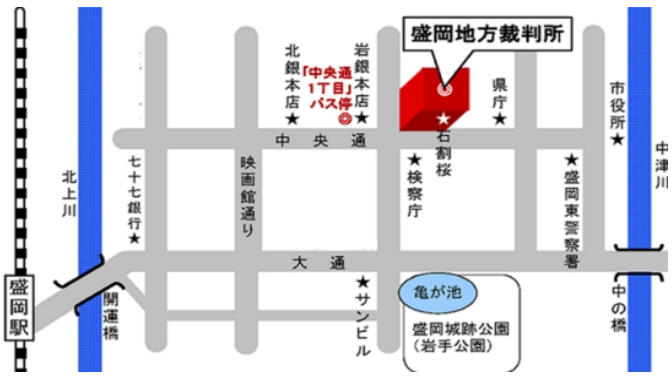

○ 終了後(17 時～17 時 30 分)地裁前で総括集会を行う予定です

証人尋問に向けて

支援する会代表　岩見千丈

支援する会の会員の皆様には、これまで暖かく裁判闘争を見守っていただき有難うございます。また、多くの暖かい励ましの言葉や追加のカンパなどをいただき心から感謝します。

2021年の厚労省の実態調査によると、契約社員で正社員との待遇差に不満を持つ人は5割に達します。しかし昨年9月に行った岩手労働局への申し入れ交渉では「2021年度から2022年秋までの1年半の間、パートタイム・有期雇用労働法に基づく調停の実績はゼロ」であることが明らかとなりました。また、「相談には乗るが、最終的には司法判断になる」とのことでした。現在のパートタイム・有期雇用労働法は非正規雇用労働者を守るには弱すぎると実感しました。この法律に基づき不当な差別の改善を求めたら裁判するしかないなんて・・・・。

振り返ってみると、髙橋さんは厚労省のガイドラインを熟読して、明らかに賃金・賞与で不当な差別されていると確信し労働局にも電話してみたものの、冷淡な対応に相談は諦めたとのこと。その後、職場の組合に入ったが、不当な差別について組合も動いてくれませんでした。「正社員と全く同じ仕事をしているのに、厚労省のガイドラインにも『公正な待遇の実現を目指す』と明記されているのにおかしい」という彼女の正義を求める強い意思は今、裁判という形で持続しています。

私もまたこのような現実に対する怒りを共感しつつ、応援してきました。いよいよ証人尋問が行われます。傍聴を希望される会員の方は事務局長まで事前に連絡をお願いします。

共に闘い、今こそ非正規労働者の勝利を実現しょう

全国一般全国協議会中央執行委員会　委員長　平賀　雄次郎

同一労働・同一賃金を求めて闘う、契約社員髙橋さんの裁判は、いよいよ本年9月22日、証人尋問をむかえます。

これまで、非正規労働者への賃金差別に対して全国多くの仲間たちがNO！の声を上げて闘ってきました。そして、郵政産業で働く仲間たちが諸手当について、同一労働同一賃金を認定させる画期的な判決を闘いとりました。しかし、賞与や退職金といった収入の基幹部分の同一賃金を求める裁判では、非正規労働者の訴えを斥ける事例が続いています。

昨年の全国大会で近況報告する高橋さん

その中で、警備会社キステム東北支店管轄の営業所で12年働いている事務担当の女性契約社員髙橋さんが、昨年1月、非正規に対する賃金差別を禁止したパートタイム有期雇用労働法を根拠に裁判闘争を決起しました。

キステムは、正社員に年間5．5か月分くらいの賞与を支給しますが、非正規の髙橋さんら契約社員及び社員の大半を占める警備員には1円の賞与も支払いません。髙橋さんの勇気ある行動に応えて、全国から多くの支援が注がれました。髙橋さん、支援の皆様、弁護士が一体となった闘いで裁判が有利に進んできたものと確信します。2000万人の非正規労働者の権利を守り、生活を守るために、傍聴席を支援者で埋め尽くし、髙橋さんの勝訴を実現させましょう。

ご 案 内

同一労働・同一賃金を求めて闘う契約社員
髙橋さんを支援する会 交流会　in 北上

日時：9月3日　13：30～15：30

場所：北上市文化交流センター　さくらホール　2階会議室

髙橋さんと会員の親睦を深めることを主な目的とします。
参加ご希望の方は下記に連絡ください。

kyoseiui@yahoo.co.jp（岩見）
090－5181－1072（岩見）

会場案内：北上駅からは車で10分程度かかります。また、バスや電車は丁度良い時間のものはありませんでした。十分なスペースの駐車場がありますので車でのご来場が便利です。

裁判の勝利に向け、全国一般全国協がシンポジュウムを開催！

６月３日、東京新橋のメイン会場に、キステム裁判原告の髙橋さん、担当の仙台さくら法律事務所霜越優弁護士を迎えて「キステム裁判勝訴に向けたシンポジュウム」が開催された。
初めに主催者の全国一般全国協議会を代表して平賀委員長があいさつし、次に裁判原告髙橋さんが、これまでの全国の仲間の支援に御礼の言葉を述べ、パートタイム有期雇用労働法を根拠にして闘いぬきキステムの非正規差別と闘ってきた経過と今後の決意を述べた。

霜越弁護士は、大阪医科薬科大とメトロコマース、ヤマト運輸の労契法20条裁判を紹介しながら、これらの最高裁不当判決をのり越える弁護活動の抱負を語られた。
第２部では、郵政労契法 20条裁判を闘ってきた郵政ユニオンの中村さんと支援する会副代表でもあるヤマト運輸20条裁判原告であった宮城合同労組クロネコヤマト支部の畠山さんがパネラーで参加し、会場及びオンライン参加40名で熱心な討議をおこなった。
９月22日には傍聴支援で髙橋さんを包み、公正判決要請署名を裁判所に提出し勝訴を闘いとろう！

雇い止めを阻止するため、無期転換権を行使

支援する会事務局長　　星野憲太郎

1　髙橋さんは今年2月、労働契約法18条に基づいて、有期雇用契約から無期雇用契約に転換しました。無期転換権の行使理由は後に述べる通りです。
　労働契約法18条が規定する「5年ルール」というのは、「有期の労働契約を更新して5年を超えた場合に、労働者から無期契約に転換する申し込みがあった場合は、会社は断 ることができない」というものです。

2　髙橋さんはキステムで2007年2月から有期雇用労働者として働いてきましたので、無期転換を申し込 む権 利 を大 分 前 に獲 得していました。それにもかかわらず、最 近 まで無期 転 換 の申 し込 みをしなかったのは、「パートタイム有期 雇 用労働 法」を根 拠に有期 契約労 働 者 と無 期契約 労働 者の間の不合理 な労働 条件の相違是 正すことが出 来なくなると考えたからでした。事実、労働基 準監督署は、「有期契約労働者が無期転換して無期契約労働となり、周 りにいる正社員たちと同じ仕 事をしているからといって、同一労働同一賃金を定めたパート有期 法の適用はない」と解説します。
　こうした労働行政の態度もあって、無期転換しても賃金がそのままで生活がよくならない」という声が全国いたるところで沸きあがっています 。また、使用者が有期契約労働者の勤務期間が5年になる前に雇い止めするケースが後を絶ちません。
「契約社員就業規則」ですが、無期転換してからもこの規則の適用です。キステムは近年この規則に「通算雇用期間の限度は4年6か月とする」と、追加記載しました。髙橋さんは追加記載の前に4年 6 か月を超えていましたから雇い止めできませんでした。

3　次に、髙橋さんの直 属の上司であり、9月22日に証言を行 うキステム東北支店水沢営業所長の弁を聴いてみます。

2023.4.8　本社抗議行動

髙橋さんは2023年（令和5）年2月20日に無期転換権を行使したため、同年4月1日から無期雇用契約社員となりましたが、同年 9月10日に定年を迎えるため、同年9月30日に定年退職となります（裁判の陳述書）

　権利行使したことへの反発と、定年退職への期待が感じ取られます。
　しかし、無期契約労働者が定年を迎えたとしても、使用者には、「高年齢者雇用安定法」の規定によって希望者を65歳まで継続雇用する義務と70歳まで雇用する努力義務があります。
　継続雇用希望に関する聴取時期等について宮城合同労組が質問したところ、黒木幸一社長名で「定年の約2か月前を考えています。営業所長が聴取します」という回答がきました。
　キステムは契約社員就業規則に、「会社が提示した労働条件について、契約社員と合意できなかった場合には、再雇用契約は行わない」と記載して一方的に低賃金を押しつけようとしています。本年4月7日の本社における抗議申し入れの際、組合側が継続雇用時の賃金は東京都の最賃（今現在髙橋さんの月給は時給換算で東京の最賃以下です）基準にすべきと述べたのに対し、総務部長は「基準とするのは岩手県の最賃です」と返答しています。近く継続雇用時の賃金について団交を申し入れます。